

D 2 1 5 超音波検査（記録に要する費用を含む。）

【注の追加】

【新設】

D 2 3 5 - 3 長期脳波ビデオ同時記録検査（1日につき）

【注の追加】

しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。

注2 区分番号D 2 0 0に掲げるスパイログラフイー等検査及び区分番号D 2 2 0からD 2 2 3 - 2までに掲げる諸監視であつて、シャトルウォーキングテストと同一日に行われたものの費用は、所定点数に含まれるものとする。

(追加)

注7 4のロについて、微小栓子シグナル（HITS/MES）の検出を行った場合は、150点を所定点数に加算する。

(新設)

D 2 1 5 - 3 超音波エラストグラフィー
200点
注 区分番号D 2 1 5 - 2に掲げる肝硬度測定を算定する患者については、当該検査の費用は別に算定しない。

(追加)

注 1については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場